

◎新潟県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、中越圏域広域都市計画マスタープランの案を縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。中越圏域には、長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町及び刈羽村が含まれる。

2 案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成29年1月13日

至 平成29年1月27日

(2) 場所

ア 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

電話 0258-38-2619

イ 小千谷市城内2丁目8-28（〒947-0028）

新潟県長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所業務課

電話 0258-83-0847

ウ 柏崎市三和町5-55（〒945-8558）

新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0257-21-6321

エ 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト内（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市計画課

電話 0258-39-2225

オ 長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）

アオーレ長岡東棟情報ラウンジ（土日も受付）

電話 0258-39-7510

カ 柏崎市中央町5番50号（〒945-8511）

柏崎市都市整備部都市政策課

電話 0257-21-2298

キ 小千谷市城内2丁目7番5号（〒947-8501）

小千谷市建設課

電話 0258-83-3514

ク 見附市昭和町2丁目1番1号（〒954-8686）

見附市建設課（土日は1階宿直室にて受付）

電話 0258-62-1700

ケ 出雲崎町大字川西140番地（〒949-4392）

出雲崎町建設課

電話 0258-78-2296

コ 刈羽村大字割町新田215番地1（〒945-0397）

刈羽村産業政策課

電話 0257-45-3913

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町及び刈羽村の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日（金）（必着のこと。）

6 その他

広域都市計画マスターplanのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。